

社会福祉法人田村福社会行動計画

法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員だれもが働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画）

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和4年4月までに、男性職員が出産に立ち会える休暇制度を導入する。

〈 対策 〉

令和3年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始

令和4年1月～ 職員過半数代表者への説明、職員へ周知、理解の促進

令和4年4月～ 制度運用開始

目標2：令和6年11月までに、男性職員と女性職員の配偶者に対し、家庭での育児・家事・介護における旧来の性別役割分業を見直す講座を実施する。

〈 対策 〉

令和5年12月～ 検討会の設置（テーマ・講師ほか）

令和6年 6月～ 職員への講座についての周知・参加者募集

令和6年11月～ 参観日の実施、参加者へのアンケート調査、次回（継続実施）に向けての検討

目標3：子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」実施する。

〈 対策 〉

令和5年12月～ 検討会の設置

令和6年 6月～ 職員への参観日実施についての周知

令和6年 8月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討

目標4：男女とも育児や介護などの事情があってもさらに柔軟な働き方が可能なように、現行の勤務地域限定・短時間労働に加え、時間帯限定の働き方を制度化する。

〈 対策 〉

令和3年 4月～ 検討

令和4年 9月～ 職員過半数代表者への説明、職員へ周知、理解の促進

令和4年10月～ 制度運用開始

以上